

全養協通信

平成21年7月24日 発行

全国社会福祉協議会 全国児童養護施設協議会

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

〒100-8980 TEL03-3581-6503 FAX03-3581-6509

<http://www.zenyokyo.gr.jp>

「全養協通信」は、全養協事務局から全国の児童養護施設に直送しています。

国、厚生労働省の動き

1. 厚生労働省人事異動（7月24日付）

厚生労働省は、7月24日付で人事異動を発令しましたので、お知らせいたします。

(敬称略/局長以上および関係部所のみ)

新 職 名	氏 名	前 職 名
厚生労働事務次官	水田 邦雄	保険局長
厚生労働審議官	太田 俊明	職業安定局長
大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）	香取 照幸	参事官 政策統括官付社会保障担当参事官室長併任
医政局長	阿曾沼慎司	社会・援護局長
職業安定局長	森山 寛	大臣官房総括審議官
職業能力開発局長	小野 晃	政策統括官（労働担当）
雇用均等・児童家庭局長	伊岐 典子	中央労働委員会事務局次長 大臣官房審議官（雇用均等・児童家庭、少子化対策担当）併任
社会・援護局長	清水美智夫	北海道厚生局長
保険局長	外口 崇	医政局長
年金局長	榮畑 潤	大臣官房審議官（医療保険、医政担当）
政策統括官（労働担当）	中野 雅之	財務省大臣官房審議官
社会保険庁長官	渡邊 芳樹	年金局長
雇用均等・児童家庭局総務課長	田河 慶太	保険局保険課長
辞 職	江利川 毅	厚生労働事務次官
辞 職	上村 隆史	厚生労働審議官
辞 職	草野 隆彦	職業能力開発局長
辞 職	北村 彰	雇用均等・児童家庭局長

2. 短時間勤務制度を義務化 ～改正育児・介護休業法が成立～

改正育児・介護休業法が6月24日、参院本会議にて全会一致で可決、成立しました。今回の改正は、少子化対策の観点から、喫緊の課題となっている仕事と子育ての両立支援等を一層進めるため、男女ともに子育てしながら働き続けることができる雇用環境を整備することを目的に行われたものです。主な改正内容は、(1)3歳未満の子どもを持つ従業員への短時間勤務制度（1日6時間）の導入・残業免除の義務化、(2)父母がともに育児休業を取得する場合、育児休業取得可

能期間を、子が1歳から1歳2か月に達するまでに延長（パパ・ママ育休プラス〔仮称〕）、(3)配偶者が専業主婦（夫）であれば育児休業の取得不可とすることができる制度を廃止、(4)育児休業の取得等にもなう苦情・紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び調停委員による調停制度を創設、勧告に従わない企業名の公表などとなっています。

施行は公布から1年以内、ただし(4)の調停については平成22年4月1日、その他は交付から3か月以内です。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.haisin.mhlw.go.jp/mhlw/C/?c=140683>

(「厚生労働省トップページ」→「トピックス」→「育児・介護休業法の改正について」)

3. 厚生労働省「少子化対策統括本部」を設置

厚生労働省は、少子化対策の一元的かつ制度横断的な検討を行うとともに、あらゆる施策を少子化対策の推進という観点から捉えなおし展開をしていくため、7月1日に「少子化対策統括本部」を新たに設置し、初会合を開催しました。厚生労働審議官を本部長、総括審議官を事務局長とし、事務局には具体的な対策の検討や広報を行う「少子化対策推進室」が設置されます。

本部の設置については、平成21年3月に政府の「厚生労働行政の在り方に関する懇談会」が、少子化対策を強力に推進する体制の構築として提言していたものです。

※詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/houdou/2009/06/h0630-6.html>

(「厚生労働省トップページ」→「報道発表資料」→「2009年6月」)

4. 米穀等の取引等に関する情報の記録が義務化されます

～農林水産省・トレーサビリティ新法について～

本年4月に成立した、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（通称「トレーサビリティ新法」）の公布にともない、厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課から7月7日付で情報提供がありました。

同法では、第2条第2項において「米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者を「米穀事業者」として、「米穀等（米穀等を原材料とする飲食料品（料理を含む））」の譲受け、譲渡し等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務づけるものです。これを怠った者、虚偽の記録を行った者については罰則が課せられます。

法運用の詳細については、政省令の公布を待つこととなりますが、給食等食事の提供をしている福祉施設は、「米穀事業者」の範疇に入ることとなります。また児童養護施設においては、地域小規模児童養護施設等における米飯の提供についても、記録が必要となると思われます。

法の概要を参考資料として紹介いたします。今後、法施行に向けて対応上の課題整理を各分野で行っていくこととなりますが、お気づきの点がありましたら全養協事務局までご連絡ください。

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達 に関する法律（概要）について

平成21年4月
農 林 水 産 省

I 趣旨

事故米穀の不正規流通事案の発生を踏まえ、米穀等に関し、食品としての安全性の確保、表示の適正化及び適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、米穀等を取り扱う事業者に対し、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達を義務付ける。

II 法律の内容

(1) 譲受け、譲渡し等に係る情報の記録等

- ① 米穀等の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行う者（米穀事業者）は、米穀等の譲受け、譲渡し等をしたときは、名称（指定米穀等にあつては、名称及び米穀の産地）、数量、年月日、相手方等を記録しなければならないこととする。（トレーサビリティ）

※ 米穀等：米穀及び米穀を原材料とする一定の加工品・料理で政令で定めるもの

※※ 指定米穀等：米穀事業者及び一般消費者が購入に際してその産地を識別することが重要と認められる米穀等として政令で定めるもの

- ② 米穀事業者は、①の記録を一定期間保存しなければならないこととする。
- ③ 記録、保存義務違反に対する罰則を設ける。

(2) 一般消費者に対する産地情報の伝達

- ① 米穀事業者は、指定米穀等について一般消費者に販売又は提供をするときは、米穀の産地を伝達しなければならないこととする。（産地情報の伝達）
- ② 米穀事業者が一般消費者に対する情報の伝達を行わない場合に、勧告及び命令を行うことができることとする。
- ③ 命令違反に対する罰則を設ける。

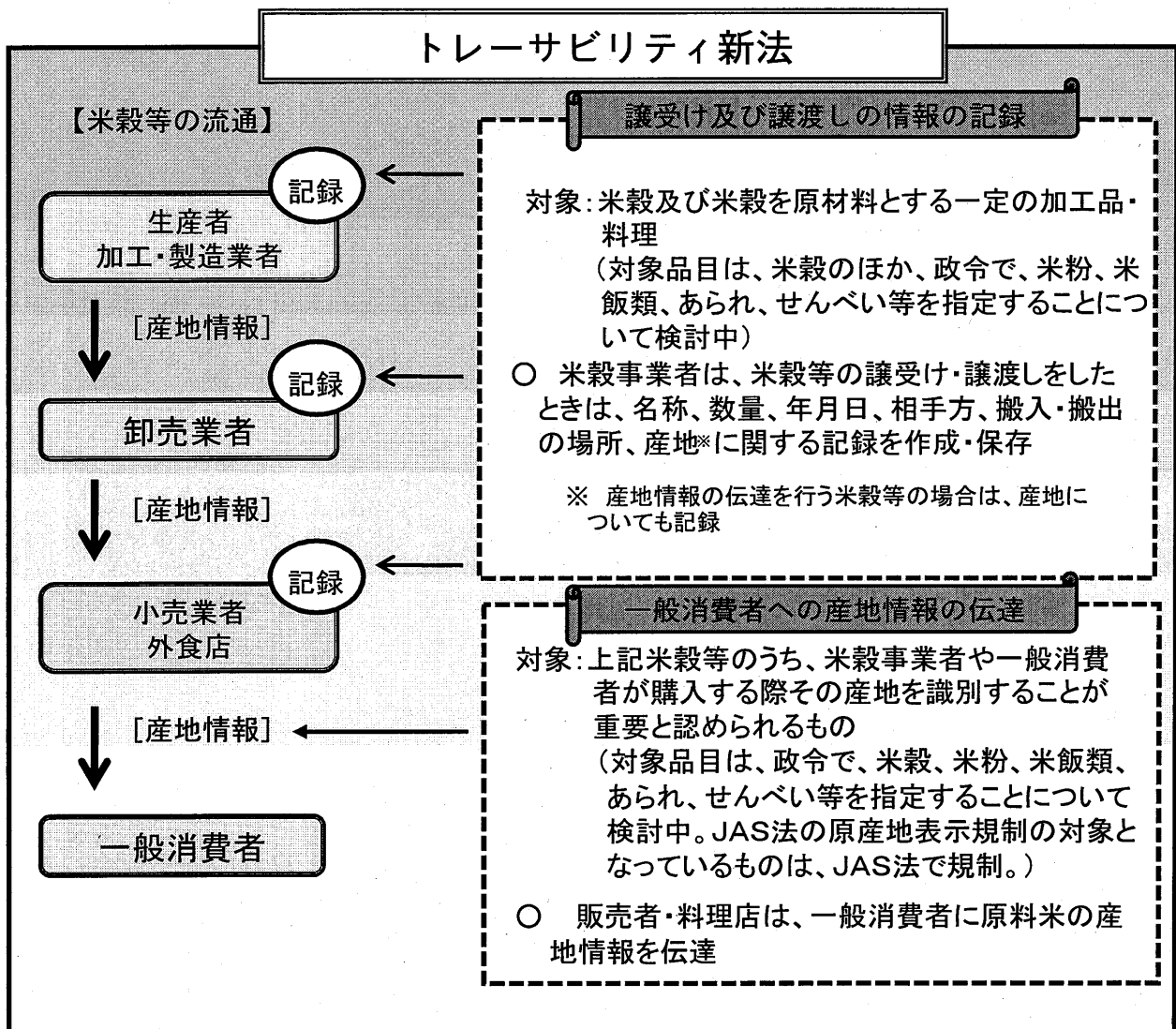
III 施行期日

- (1) 公布の日から1年6月を超えない範囲内で政令で定める日
- (2) 公布の日から2年6月を超えない範囲内で政令で定める日

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の概要

【法律の趣旨】

- 食品事故への対応、表示の適正化、適正かつ円滑な流通の確保等に資するため、トレーサビリティを導入し、米穀等の流通の透明性を高める。
- トレーサビリティを基礎として、米穀等の産地情報を一般消費者にまで伝達。



期待される効果

- 問題製品の迅速な回収
- 流通ルート of 早期特定
- 食品事故の原因究明や産地等の偽装表示の解明の促進
- 米穀の産地情報を一般消費者が入手

5. 母子生活支援施設で新型インフルエンザ患者が発生

中国地方の母子生活支援施設で、新型インフルエンザ患者が発生しました。

同施設の所在する市では、26例の患者が確認され、小学校1校、保育所1園が休校・園していません（7月7日現在の情報）。同施設では、休校になった小学校に通学していた児童1名に続いて職員1名の2名が感染しましたが、すでに児童は治癒証明が得られています。以後、感染の拡大はありません。

◆患者が発生した施設では、感染拡大の対応を強化

同施設では、すでに6月から利用者・職員に対する手洗い・うがいの励行呼びかけ、手指消毒剤・マスクを自由使用できるように配置するなど対応をすすめてきましたが、小学校の休校を受け、館内放送で手洗い・うがいの励行を呼びかけるなど対応を強めていたところでの発生でした。

＜児童の感染が判明して以降の施設の対応の概要＞

- ・利用世帯、職員の行動自粛と健康状態への留意を要請（当日）
- ・当日予定されていた施設の催しを中止
- ・学習室・集会室の使用を中止（当日）
- ・児童の世帯に自室から出ないように要請（バストイレ・キッチンが自室にあり）（当日から）
- ・法人本部、当該市所管課に報告（当日）、以後、当該市保健所と相談しながら対応
- ・施設職員全員が濃厚接触者となるため、潜伏期間とされる7日間は施設内保育を中止。利用世帯の母に理解と協力を求め、各世帯で保育をしていただく。（当日から）
- ・乳幼児の保育所登園禁止（3日目から）

◆各児童養護施設でも継続的な対応を

新型インフルエンザについては、「患者や濃厚接触者が活動した地域等」は減少しているものの、地域によっては患者が増加しているところもあり、一般的にインフルエンザ患者の減少する夏季にもかかわらず患者の増加が懸念されます。また、現在冬季にある南半球において感染者数が著しく増加していることから、国内でも秋冬に患者数の大幅な増加が起ころうするため、継続的な対応をすすめることが必要です。

- ソフト面 手洗い・うがいの励行呼びかけ、情報収集・伝達経路の確保確立、感染地域になった場合の対応シミュレーション、関係機関（行政、保健所、医療機関、学校、保育所など）との連携など
- ハード面 手指消毒剤の設置、マスクの備蓄、必要に応じて冷凍食品の備蓄など

児童福祉関係5種別協議会（全国児童養護施設協議会、全国乳児福祉協議会、全国母子生活支援施設協議会、全国保育協議会、全国保育士会）では、新型インフルエンザにかかわる対応、課題等について、会員施設に対するアンケート調査を行うことを検討しており、今後課題整理の上、必要な対応については関係機関に働きかけを行うこととしています。

6. 全養協会費の納入にご協力をお願いいたします ～近日中に会費のご請求を申し上げます～

全養協の会費納入につきまして、近日中に各施設に会費のご請求を申し上げます（各県養協をとおしてご請求している県もあります）。

各施設からいただいた会費は、児童養護施設関係予算の確保や、各種広報・資料の提供等、全養協の諸活動を進めるために使わせていただきます。

会費納入につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

7. 第63回全国児童養護施設長研究協議会に参加ください ～開催要綱・申込書等を、8月中旬に各施設にお送りいたします～

第63回全国児童養護施設長研究協議会は、10月28日（水）～30日（金）の3日間、宮城県松島町を会場に開催いたします。

開催要綱・参加申込書等は、8月中旬に各施設にお送りいたします。ぜひ参加をご検討ください。概要は次のとおりです

日 程：平成21年10月28日（水）～30日（金）
〔第1日目〕 開会式（13時開会予定）
行政説明、基調報告、シンポジウム
〔第2日目〕 研究部会
〔第3日目〕 記念講演、大会総括、閉会式（12時終了予定）

会 場：宮城県松島町「ホテル松島大観荘」

申込み：8月中旬に各施設にお送りする「開催要綱」「参加申込書」によりお申込みください。

8. 「第29回児童文化奨励絵画展」作品募集 ～今年も「全国児童養護施設長研究協議会」の会場を彩ります～

全養協では、児童養護施設の子どもたちの豊かな成長をねがい、日々の生活を子どもたちがいきいきと表現できるよう、創造的な文化活動を奨励する一環として、「児童文化奨励絵画展」を、別添要綱により実施します。

今年も「全国児童養護施設長研究協議会」の会場を彩るとともに、優秀作品は季刊「児童養護」表紙等への掲載も予定しています。ぜひご応募ください。

〔締め切り〕

平成21年9月4日（金）までに、各都道府県・指定都市児童養護施設協議会事務局まで送付ください。

各都道府県・指定都市段階で予備審査の上、各都道府県・指定都市養護施設協議会事務局から、平成21年9月30日（水）までに全養協事務局に送付いただきます。

9. 7月21日に発生した山口県大雨災害の状況について

報道等でご存知のとおり、7月21日の大雨により山口県内で災害が発生し、高齢者施設に大きな被害が生じました。なお県内の児童養護施設等については、現時点で人的・物的被害の報告はされていません。

なお、防府市社協は、山口県社協の支援のもと7月23日に「防府市・佐波川流域災害ボランティアセンター」を設置し、被災者の家屋及び屋外施設の清掃等について、ボランティアによる支援を進めています。

10. 雨宮児童福祉財団・修学助成金申請要項を配布

～ 第1次申込締切は10月31日、進学を希望する児童に活用を～

財団法人雨宮児童福祉財団が実施する、第18回（平成21年度）修学助成について、要項を同封いたします。

本制度により、昨年度は81名の児童養護施設入所児童に、総額1,770万円の助成が実施されました。来年度「大学」「短大」「専門学校」「専修学校」に進学を希望する児童について、制度の活用を検討ください。申請受付は9月1日（火）から、第1次締切は10月31日（土）となります。

11. 全社協・中央福祉学院 関係研修のご案内

全国社会福祉協議会・中央福祉学院は、「保育実習（保育所・児童福祉施設等）担当職員研修会」「社会福祉士実習指導者講習会」の参加者を募集しています。

各研修会の要綱は、中央福祉学院ホームページよりご覧いただけます。

◆「保育実習（保育所・児童福祉施設等）担当職員研修会」

開催期日 平成21年9月30日（水）～10月2日（金）

申込締切 平成21年8月31日（月）

◆「社会福祉士実習指導者講習会」

開催期日 第1回 平成21年10月30日（金）～11月1日（日）

第2回 平成22年2月20日（土）～2月22日（月）

申込締切 第1回 平成21年8月31日（月）

第2回 平成21年12月18日（金）

※詳しくは全社協・中央福祉学院ホームページをご覧ください。

<http://www.gakuin.gr.jp/>